島 交 規 乙 第 8 8 8 8 平 成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

各警察署(隊)長 殿

保存期間 5 年

島根県警察本部長

イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(通達)

イベント等に伴う道路使用許可については、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月11日付け、島交規乙第606号本部長通達。以下「旧通達」という。)により指示しているところであるが、本年度末に保存期間が満了することにより、その効力が失われるため、この度、本通達を再発出し、新たに実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成28年11月29日限り、その効力を失う。

記

- 1 事前相談又は申請時における留意事項
  - (1) 事前相談についての更なる周知

イベント等の開催については、道路交通への影響が大きい場合が多いことから、円滑に道路使用許可手続を進行させるためには、一般に、所轄警察署(高速道路交通警察隊を含む。以下同じ。)に対し、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

しかしながら、近時、十分な事前相談がなされていないイベント等について、道路使用許可申請がなされる例も見られることから、機会を捉えてイベント等については事前相談を行うべきであることを説明するなどの、事前相談について更なる周知を図ること。

(2) 一体として運営されている露店等に係る許可の一括化

複数の露店等が同一の機会(場所・時間)に出店されている場合に おいて、当該露店等の運営全般が一の運営団体の管理及び責任の下で 一体として運営されている実態があるときは、それぞれの露店等につ いて道路使用許可の申請を求めるのではなく、全体として一つの行為 として取り扱うことが可能であることから、申請者の要望に応じ、許 可を一括化して申請者の負担軽減を図ること。

なお、一つの行為として取り扱うかどうかの判断に当たっては、行為の主体、目的、時間、場所、方法及び態様を勘案し、主催者が出店者の募集、場所割り、出店の判断、営業内容、出店時間、商品の仕入れ、販売、売上金の使途等について出店者の判断に委ねずに主催者で把握している等、全体として一つのイベント等と評価し得るかどうかに留意することであり、これまでどおり主催者が「管理」しているかどうかによって判断することとなる。

(3) 道路占用許可との一括受付制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、 両許可に係る申請を一括して受け付けることができるところであるが、 以前として一括受付制度の利用実績が低調であることから、一括受付 制度について更なる周知を図ること。

(4) 地域住民等の合意形成の方法に関する助言

地域住民、道路利用者、関係事業者等による合意形成に当たり協議会を活用する場合、案件によっては、当該協議会における合意に加えて、当該協議会の構成員の同意等を求めることがある。

このような手順においては、協議会の場において同意書を徴すること等により事務の煩瑣を避けることができることから、事前相談に対する情報提供に当たっては、こうした手法についても必要な助言を行うこと。例えば、事後の紛議等を防止するため、「〇〇交通圏タクシー特定地域協議会」に出席する「△△旅客自動車協会」の代表が、あらかじめ協会構成員の同意書を徴しておくこと等が考えられる。

- 2 道路使用許可の判断に当たっての留意事項
  - (1) 新規のイベント等に対する適切な判断

これまで開催実績のない新規のイベント等については、その事前相談又は審査において、警察が過度に否定的な姿勢を示しているとの指摘がある。

新規のイベント等の開催について、その全容を把握するため警察が 具体的な説明を求めることは当然であるが、新規のイベント等の開催 について一概に否定的な姿勢をとることなく、道路交通への影響、当 該イベント等の公益性等について、実態に即した判断を行うこと。

なお、新規のイベント等に対しては、必要となる書類や地域住民等の合意形成等について十分な情報提供を図るとともに、開催場所、開催時間、イベント等の形態等の変更についても、柔軟な検討や助言を

行うように努めること。

## (2) 開催実績に対する適切な評価

継続して開催されるイベント等については、その開催実績について 警察が正当に評価していないとの指摘がある。

開催実績があるイベント等については、過去のイベント等における問題点の解消等を図るとともに、道路交通への影響等に変化がないことを確認することは当然であるが、過去のイベント等が大きな問題は生ずることなく開催されていた場合には、当該開催実績も考慮して当該イベント等にかかる道路使用許可について判断すること。

## 3 全般的な留意事項

## (1) 丁寧な説明

イベント等の実施に当たり道路使用許可を申請する者は、道路使用許可を受ける機会が少ないものである場合も多いことから、イベント等に係る道路使用許可の申請者に対しては、道路使用許可の手続、警察の判断、道路使用許可に付された条件等について、その理由等も含めて、丁寧な説明に努めること。

## (2) 担当者に対する指導及び教養の徹底

道路使用許可は警察署で取り扱われる手続であることから、本通達の内容を含め、道路使用許可の取扱いに関する留意事項については、申請者に現実に接することとなる担当者に対し、定期的に指導及び教養を行うこと。